十四ノ七十二　第四　棚

809
106
771

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

東京府圖書館

舊幕引繼書

永代橋新大橋事 一

[illegible]年[illegible]迄[illegible]年迄

二冊之内

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

永代橋ハ新大橋ガ橋ニ成事ハ本道ニ
丈夫ニ成事ニ付ニ書ニ付ニ新大橋
より ハ御用ニ付ニ切ニ申ニ付ニ
享保元年二月

中山[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]

元

一 永代橋新大橋ニ而橋ニ内一ヶ所ニ拂ニ成ニ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

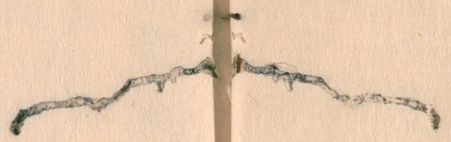

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

七月

覚

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

[illegible]

新大橋新掛[illegible]

一 元祿六年[illegible]

元所[illegible]新親大橋[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御老中[illegible]

但御老中[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

与力御役中ニ吏務是有之事ニ候
安房鳥組中国ニ平蔵ニ薦川ニ出ニ務稽今助
野村御役ニ務大久保ニ在ニ出ニ雲鳥組ニ有之
御ニ吏ニ小池十大蔵ニ右国ニ右大蔵ニ満蔵ニ在ニ
年ニ其ニ吏故人ニ有ニ役拾人内ニ人ハ拾ニ加
測并地面ニ平均ニ也ニ方ニ有ニ役

一

橋　長壽ニ百ニ　高程ニ百八
　　三ニ百七十　安房ニ百九十人宛

右御入用

御橋ハ御ニ掛ニ方ニ此ニ年ニ数九百ニ其ニ掛ニ本ニ出入用今
成年十三百ニ御ニ安ニ方ト御ニ掛ニ方ニ其ニ金ニ作ニ大ニ立
橋梁作料也

一

諸員人ハ東港町ニ三ニ内ニ白子ニ在ニ御ニ雲鳥ニ御人
奥ニ有ニ御ニ此町ニ二ニ内ニ引ニ也ニ与ニ雲ニ務右ニ御ニ雲
略天八十日ニ諸員ニ有ニ之ニ如ニ年十二百ニ与ニ年ニ改

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

永為所自今無其也假日所無事也
所大工楠所請之濟兼橋此所以御用
勤所甚大焉

覺

新大橋所役要

新大橋御所得申

新人亦人

新渡

右新大橋所役御所得有新渡之所
往年少減土方日數除之人有此渡宛并爲
地方士凡之或渡守於藤口之人有此渡宛之
往年無滯可以此渡方者新也

一兩國橋御仕法中

右中橋丹後殿

新人宗橋人

伍橋

右之兩橋仕法御仕法後付伍橋同方可成人

無子如之仕法成土方之庫之人自成後并

右兩之土方成後可加之人自成後所之

仕法為仕法者有之事

右之通相新之仕法之所之仕法者有之

御仕法中新後伍橋之仕法中自成後

伍之年何分之

四月

伺之通仕法之所

本年月日

寅四月伊

大宗越鷲

稲子下鷲

行事或土方ニ而取扱ニ候ハヽ
新大橋通御船橋ニ而御渡
行事之儀ハ御船ニ而
新大橋ニ而御渡ニ候ハヽ
今半分金取ニ
八ツ半金取ニ
御船ニ而御渡ニ候ハヽ
御船橋ニ而御渡ニ候ハヽ
両国橋ニ而御渡ニ候ハヽ
一新大橋ニ而御渡ニ候ハヽ
申年渡ニ
大橋ニ而御渡ニ候ハヽ
新大橋ニ而御渡ニ候ハヽ
御船ニ而御渡ニ候ハヽ
一両国

[illegible]

一 [illegible]

右[illegible]年[illegible]月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新大橋 長[illegible]

橋口 三[illegible]

右[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

一 今般平民苗字相唱

右往昔被仰出相唱来候処
奉行所追々ニ而届書
出候事ニ付会所ニ而
書類取調之上書出候様
会所ニ而申聞有之
候ニ付而ハ御加印御渡
出来候間会所ニ而
書類之儀ニ付御
書付之趣無違之様

西九月

書面之通
相違無之候ニ付
奥印仕候
当九月廿日
大年寄

書面之通
相違無之候ニ付
奥印仕候
当九月廿日
名主

右之通
相違無之候ニ付
奥印仕候 町年行司
西九月廿日
水野對馬

右之通
相違無之候ニ付
奥印仕候
当

折上

新大橋破損不出御復之儀ニ上ニ書有

石河左衛門

[illegible]

新大橋去年八月出水之節橋板流失候ニ
橋板損ニ如水深私掛ニ根包損ニ如柴有ニ
[illegible]ハ難水之節如此而于後ニ如かさ喊ル

[illegible]

一西ノ八側目小平板ニ本立ニ弱十三側目
小平板ニ本二平側目中板ニ本ニ仕
立ニ弱十三側目南平板ニ本十五側目
南中板ニ本小平板ニ本十六側目中
板ニ本十七側目南平板中板ニ本

二十四例同中板ゝと結ニ波根包仕
新規具折計ニ打照板細ゟ以上
丈夫ニ埋本仕巻落地ニ迄ハ巻
右ニ和板無本板包誤ハ此巻落地ハ
仕足ニ下ハ右之弩板巻落地ハ両図
橋右ニ之用根包板計具折計長
道ニ御座ハ無ひ此大工本板合ハ
一式御力用
今日九枚三反
右ニ無ハ於前ニ熟練ハ之輔ニ所有
此御座ニ下ハ本御ハ左ニ今ニ心ニ差出

別紙写一枚差添之

壬三月

[illegible]
[illegible]
壬三月十八日

右之通慶應三年壬三月朝廷より松平越前守殿江

上ル

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

子
[illegible]月[illegible]九日

右之[illegible]年[illegible]月[illegible]日
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

[illegible]

新大橋古板之儀年栄[illegible]

海老ヶ島[illegible]古板

壱本 横長七寸

壱本 同長七寸

未ノ年

申ノ年

[illegible]新大橋[illegible]橋[illegible]

[illegible]御入用[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

新大橋町人ニ云々ニ書不付
酒井御理左史ニ云々ニ候ニ付ニ書付

高田正月廿八日中ニ云々新大橋破損仕候ニ
ニ付ニ而酒川ニ出火ニ候ニ橋ニ返人ニ而ニ
御見積留ニ而ニ御手ニ付ニ而ニ中ニ云々ニ付酒井
御理左史ニ云々ニ見ニ候ニ橋ニ入ニ候ニ而ニ出
正月ニ廿八日ニ云々ニ候ニ新大橋町人ニ
云々ニ重御ニ候ニ此ニ御ニ候ニ三日ニ橋ニ
中ニ四月ニ見ニ候ニ而ニ不及ニ候ニ
御御理左史ニ云々ニ候ニ候ニ
候ニ云々ニ云々ニ

八月朔日

書面之御御理左史
了事ニ進ニ云々ニ候ニ
八月朔日 河北三郎

清長門守
御理左史

子育

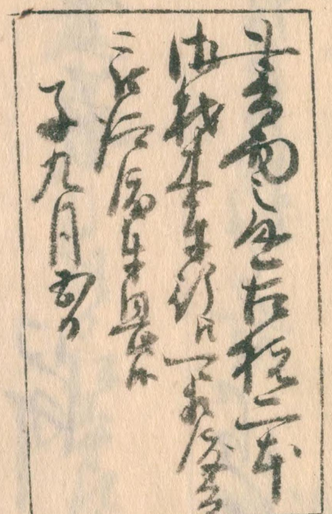

右延喜之年号九年也の杉年長近朝臣
三位藤生真衣
子九月廿日

従長門
維摩寺

新大納言様御領分之
吉月ヨリ三百石之御扶新大納言
御様へ奉行之方仕事
棚之事 男会ヨリ
長九ヨリ三尺余
門ヨリ五尺余だい所ヨリ

右之通黄金弐枚白金壱両相渡長崎

右ハ普ニ合ハ上ニ除ル事ニ付ク志願積リ
以テ其ハ幸ニ御様ニ至ル日

右九ヶ余ニ七ヶ余ニ新本志願ニ見合セ
以深ハ百五余ニ御拂ニ方ニ志ニ相当ニ

入場稽投渡ニ右ニ横田渡ニ御浮ハ豊宗
降ニ以テ御前ニ申ル時ニ御様本ニ行ニ
以渡ニ御下ニ後ニ先ニ達ニ所ニ行ニ候ニ
書付ニ至ル迄ニ仕ル事
子九月

書面ニ右横田本ニ御様本ニ行ニ一本渡
分ニ右ニ付ニ申ニ候ニ
子九月

鴻長写
鶴長尾印

書面ニ右横田本ニ御様本ニ行ニ
仕候ニ申ニ候ニ
子九月

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

一新大橋迄壱人
一永代橋迄壱人
一御廻船并荷物
一御小筒并鉄砲
一御弾薬
一御小荷物
一御状箱
一御用人壱人
一御供侍壱人
一御中間壱人
一御馬壱疋
一御駕籠壱挺
一御先乗壱人
一御用人壱人
一御供侍壱人
一御中間壱人
一御馬壱疋
一御駕籠壱挺
一御跡

来正月十八日ニ相納可申候清水宮殿ニ
持上ニ付其ニ相納可申候其後有ニ
右ニ而ニ地代今ニ至候後何ヶ月ニ宛
何ヶ度ニ御人今ニ御ニ相納可申候
為十月
吉田十郎清
貼紙仁左衛

新大橋辻ニ当ニ給今ニ上納ニ分
一 今ニ我ニ給ニ為限六ニ我ニ上ニ重
右ハ寛延元年己九月ニ当ニ有ニ持越ニ当
一 今ニ臣ニ為我ニ有
右ハ新大橋辻ニ当ニ給今ニ当ニ有ニ十月ニ
我ニ
我ニ人今ニ我ニ給ニ為我ニ有限六ニ我ニ
吉田

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

廿三日ニ掛リ 深沢千左衛門 後ニ若左衛門
安藤小左衛門 蜂屋助左衛門

一 右橋元隊十四ヶ年六月ニ掛リ上ニ成ル 清
後ニ後ニ本ニ本ニ掛リ ニ中付ニ清 桃木石熱
清ニ掛リ後ハ
廿三人用人令ニ同石掛ル也 清貞人 久八 平水也

一 右橋正徳三ヶ年十月ニ掛ル 清 後ニ
清月付掛リ ニ有ニ清人用ニ 清ニ

右橋享保二ヶ年四月ニ掛ル 清 後ニ
本ニ本ニ掛リ ニ中付ニ清ニ掛ル 清ニ有ニ 桃寸
立ル ニ本ニ清ニ掛ル也ス

一 右橋同年十月大風ニ ニ 桃木ニ 破損ニ付
清 後ニ後ニ本ニ掛リ ニ中付ニ桃木ニ清ニ
清ニ上ニ ニ清人用
浪ニ世ニ毛百ニ掛ル也 清貞人 清六 平水也

右橋享保元年六月八日分新規御書請所
奉行職ニ而申付同八月廿二日渡り初首し出
御方用新人今六千万或拾八五
請負人　市川や　夜助
白子や　郡七
菱木や　荒三湯
岩尾書請職ニ与力
山上八左衛門　花三湯
蒲　[illegible]　[illegible]

右右橋御拂代新今百或拾七五万
[illegible]
[illegible]

右橋享保十二未年二月板行百四拾六ケ所
或万[illegible]長挺ニ而[illegible]板東西橋[illegible]
[illegible]
一新[illegible]

一 右橋蒲板切迫ニ付
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 右橋同年新規布板之様結長保板
長年所方撤之与法師寄給付
世法有用今之百六十七文之方
法貞人 白字国 [illegible] 即七
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 右橋元文三年板根包百四十本法師給所方
撤之年付
法貞人 白字国 [illegible] 即七
[illegible]
世法有用今四百四十七文
右橋寛保元四年撤直法師給所方之一分銀
白字国
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右橋實係二戌年八月朔日流失之不拠之間
修復所方拠之事付
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右八宝居[illegible]年[illegible]月[illegible]

809
106
1

清水之部

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用